

令和元年（ワ）第 33338 号 新幹線列車内喫煙ルーム廃止等請求事件

原告 半澤一宣

被告 西日本旅客鉄道株式会社 外 2 名

準備書面（1）（被告ら共通）

令和 2 年 6 月 1 日

東京地方裁判所民事第 16 部 C 係 御中

被告西日本旅客鉄道株式会社、被告東海旅客鉄道株式会社及び
被告九州旅客鉄道株式会社訴訟代理人

弁護士

弁護士

本準備書面は、訴状の請求の趣旨第 1 項（被告らに対して、新幹線の車両に設置された喫煙ルームの廃止を求める請求）に関して、訴状及び令和 2 年 2 月 14 日付けの準備書面に対し、被告らが共同して必要な範囲で反論を行うものである。

1 原告の主張する訴訟物には権利性が認められないこと

原告は、新幹線の車両に設置された喫煙ルームの廃止を求める請求の訴訟物として、「たばこの煙に汚染されていないきれいな空気のもとで目的地まで移動できる権利」を主張するようである（原告の令和2年2月14日付けの準備書面〔2頁〕）。

しかしながら、そのような権利は、具体的な法令によって権利性が肯定されているものでないことはもちろん、最高裁判例によって権利性が肯定されたものではなく、また、下級審の裁判例や学説においても、その権利性が肯定されているものでもない。

したがって、そもそも、原告の主張する訴訟物には権利性が認められず、喫煙ルームの廃止を求める請求が認容される余地は存在しない。

2 仮に原告の主張する訴訟物に権利性が認められたとしても、新幹線の車両に喫煙ルームを設置していることは当該権利を違法に侵害するものではないこと

上記1のとおり、そもそも、原告の主張する訴訟物には権利性が認められない。しかしながら、以下においては、仮に当該訴訟物に権利性が認められたとしても、被告らが新幹線の車両に喫煙ルームを設置していることは当該権利を違法に侵害するものではないことを述べる。

(1) 健康増進法の概要等

健康増進法（平成14年8月2日法律第103号）は、平成30年7月、健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）により改正され、改正後の健康増進法（以下、単に「健康増進法」という。）は、令和2年4月1日から全

面的に施行されている。当該改正の趣旨は、「望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について権原を有する者が講ずべき措置等について定める」ことにある（乙1）。

健康増進法においては、被告らが運行している新幹線の車両は「鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道事業者（旅客の運送を行うものに限る。）…が旅客の運送を行うためその事業の用に供する車両」（同法28条11号）として、同法において定義される「旅客運送事業鉄道等車両」に該当する。

そして、旅客運送事業鉄道等車両は、同法33条の「第二種施設等」に含まれるため、同条が定める下記(2)の基準・要件を満たす場合には、その内部に喫煙専用室（いわゆる喫煙ルーム）を設置することが可能とされている。

(2) 被告らが設置することのできる喫煙専用室の基準・要件について

ア 喫煙専用室の技術的基準について（同法33条1項）

健康増進法33条1項は、旅客運送事業鉄道等車両を含む第二種施設等について、その「管理権原者は、当該第二種施設等の屋内又は内部の場所の一部の場所であって、構造及び設備がその室外の場所…へのたばこの煙の流出を防止するための基準として厚生労働省令で定める技術的基準に適合した室…の場所を専ら喫煙をすることができる場所として定めることができる」旨を定めている。

そして、同項における「厚生労働省令で定める技術的基準」として、健康増進法施行規則等の一部を改正する省令（平成31年厚生労働省令第17号）によって改正された健康増進法施行規則（平成15年厚生労働省令第86号）（以下、単に「健康増進法施行規則」という。）第16条は、以下の3つの基準を定めている。

- ① 出入口において、室外から室内に流入する空気の気流が、0.2メートル毎秒以上であること（以下「技術的基準①」という。）
- ② たばこの煙・蒸気が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること（以下「技術的基準②」という。）
- ③ たばこの煙・蒸気が屋外又は外部の場所に排気されていること（以下「技術的基準③」といい、技術的基準①ないし③を総称して、以下「本件各技術的基準」という。）

イ 喫煙専用室の標識について（同法 33 条 2 項及び 3 項）

健康増進法 33 条 2 項及び健康増進法施行規則 17 条は、本件各技術的基準に適合した喫煙専用室を設置する場合には、当該喫煙専用室の出入口の見やすい箇所に、①当該場所が専ら喫煙をすることができる場所である旨、及び②当該場所への 20 歳未満の者の立入りが禁止されている旨を容易に識別できるようにした標識を掲示しなければならないことを定めている（なお、同法 33 条 2 項 3 号は、記載事項として「その他厚生労働省令で定める事項」を挙げているが、健康増進法施行規則は、当該事項を規定していない。）。

また、同法 33 条 3 項及び同施行規則 17 条は、喫煙専用室の出入口に掲示する上記の標識に加え、第二種施設等（本件においては、新幹線の車両）の主たる出入口の見やすい箇所に、喫煙専用室が設置されている旨を容易に識別できるようにした標識を掲示しなければならないことを定めている（なお、同法 33 条 3 項 2 号は、記載事項として「その他厚生労働省令で定める事項」を挙げているが、健康増進法施行規則は、当該事項を規定していない。）。

ウ 喫煙専用室の本件各技術的基準の適合性の維持について（同法 33 条 4 項）

健康増進法 33 条 4 項は、喫煙専用室が設置されている第二種施設等の管理権

原告は喫煙専用室の構造及び設備が本件各技術的基準に適合するように維持しなければならない旨を定めている。

- (3) 新幹線の車両に設置された喫煙ルームが健康増進法及び健康増進法施行規則に定められた基準・要件を満たしたものであること

ア 喫煙専用室の技術的基準について（同法 33 条 1 項）

被告らが運行している新幹線の車両に設置されている喫煙ルームは、技術的基準①に適合している。念のため、この点について確認するため、被告らは自らの運行する新幹線の車両に設置されている喫煙ルームの技術的基準①への適合性のサンプル検査を実施したところ、いずれも技術的基準①に適合しているという結果が得られた（乙 2 ないし乙 4）。そして、被告らが現在運行している新幹線の各車両形式について、同一の車両形式に設置されている喫煙ルームの仕様及び構造等は全て同一であるため、被告らが運行している新幹線の車両に設置されている全ての喫煙ルームが技術的基準①に適合していることは明らかである。

また、乙 2 ないし乙 4 に記載されているとおり、被告らが運行している新幹線の車両に設置されている喫煙ルームは、技術的基準②及び技術的基準③にも適合している。

したがって、被告らが運行している新幹線の車両に設置されている全ての喫煙ルームが本件各技術的基準に適合している。

イ 喫煙専用室の標識について（同法 33 条 2 項及び 3 項）

乙 2 ないし乙 4 に記載されているとおり、被告らが運行している新幹線の車両に設置されている喫煙ルームの出入口及び新幹線の車両の主たる出入口の見

やすい箇所には、それぞれ、健康増進法 33 条 2 項及び 3 項所定の記載事項を容易に識別することのできる標識が掲示されている。

ウ 喫煙専用室の本件各技術的基準の適合性の維持について（同法 33 条 4 項）

乙 2 ないし乙 4 に記載されているとおり被告らが運行している新幹線の車両に設置されている喫煙ルームは本件各技術的基準に適合しているが、被告らは、今後も、本件各技術的基準に適合することを確保するために、定期的な検査及びメンテナンスを実施することを予定している。

(4) 小括

以上のとおり、被告らが運行している新幹線の車両に設置された喫煙ルームは健康増進法及び健康増進法施行規則において定められた基準・要件を満たしたものであるから、仮に原告の主張する訴訟物に権利性が認められたとしても、被告らが新幹線に喫煙ルームを設置していることは当該権利を違法に侵害するものではないことは明らかである。

3 結語

したがって、訴状の請求の趣旨第 1 項（被告らに対して、新幹線の車両に設置された喫煙ルームの廃止を求める請求）は、速やかに棄却されなければならない。

以 上